

令和6年3月

射水市議会定例会議案

## 目 次

- 議案第 1 号 令和 6 年度射水市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 6 年度射水市水道事業会計予算
- 議案第 6 号 令和 6 年度射水市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 6 年度射水市病院事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 9 号 令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 10 号 令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 11 号 令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 議案第 12 号 令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 令和 5 年度射水市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 令和 5 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 ふるさと射水応援寄附条例の一部改正について
- 議案第 16 号 射水市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 17 号 射水市職員の育児休業等に関する条例及び射水市会計年度任用  
職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
について
- 議案第 20 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用  
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介  
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等  
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 22 号 射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正について
- 議案第 23 号 射水市介護保険条例の一部改正について

- 議案第 2 4 号 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 射水市立保育園条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 射水市農村環境改善センター条例の一部改正について
- 議案第 3 1 号 射水市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 射水市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 射水市水道事業給水条例及び射水市上下水道事業経営委員会条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 海竜スポーツランド条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 射水市手数料条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 射水市大門コミュニティセンター条例の廃止について
- 議案第 3 8 号 市有財産の無償貸付について
- 議案第 3 9 号 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について
- 議案第 4 0 号 指定管理者の指定について
- 議案第 4 1 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 3 号 専決処分の報告について

## 議案第15号

### ふるさと射水応援寄附条例の一部改正について

ふるさと射水応援寄附条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月28日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### ふるさと射水応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと射水応援寄附条例（平成20年射水市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に改め、「拠点がある」の次に「法人及び」を加える。

第2条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

射水市職員定数条例の一部改正について

射水市職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員定数条例の一部を改正する条例

射水市職員定数条例（平成 17 年射水市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号中「115 人」を「125 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 17 号

### 射水市職員の育児休業等に関する条例及び射水市会計年度任用 職員の給与等に関する条例の一部改正について

射水市職員の育児休業等に関する条例及び射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市職員の育児休業等に関する条例及び射水市会計年度任用 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年射水市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年射水市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 4 条(見出しを含む。)中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え

る。

第6条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第7条第3項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 18 号

### 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年射水市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

看護補助者処遇改善手当	射水市民病院に勤務する看護補助者又はこれに準ずると市長が認める職員	月額 6,000 円以内
-------------	-----------------------------------	--------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 19 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(射水市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 射水市監査委員条例（平成 17 年射水市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(射水市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 射水市水道事業の設置等に関する条例（平成17年射水市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（射水市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 射水市下水道事業の設置等に関する条例（平成23年射水市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第5条 射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年射水市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 20 号

### 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年射水市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

## 議案第 2 1 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 2 7 年射水市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門

員を1人以上置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ③に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」を「担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」に改め、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディ

一・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第32条第29号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号オ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該」を「サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、」に改め、

同号ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
  - a 利用者の心身の状況が安定していること。
  - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
  - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定(同条に1項を加える部分に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 22 号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正について

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する  
条例

射水市地域包括支援センター運営協議会条例（平成 27 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号に次のように加える。

オ センターの設置者が総合相談支援事業の一部を介護保険法施行規則（平成 12 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 の 2 各号に掲げる者に委託すること又は同令第 140 条の 68 の 3 第 1 項各号に掲げる事項を変更することに対する意見

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 23 号

### 射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

### 射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成 17 年射水市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「33, 300 円」を「31, 500 円」に改め、同項第 2 号中「48, 100 円」を「45, 000 円」に改め、同項第 3 号中「51, 800 円」を「49, 100 円」に改め、同項第 4 号中「66, 600 円」を「67, 500 円」に改め、同項第 5 号中「74, 000 円」を「75, 000 円」に改め、同項第 6 号中「88, 800 円」を「90, 000 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 7 号中「92, 500 円」を「93, 700 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 8 号中「114, 700 円」を「108, 700 円」に改め、同号ア中「250 万円」を「210 万円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 1

1号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「136, 900円」を「116, 200円」に改め、同号ア中「250万円」を「210万円」に、「290万円」を「250万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「140, 600円」を「131, 200円」に改め、同号ア中「290万円」を「250万円」に、「400万円」を「290万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「144, 300円」を「135, 000円」に改め、同号ア中「400万円」を「290万円」に、「700万円」を「320万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第12号中「148, 000円」を「165, 000円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 138, 700円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(Ⅰ)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 142, 500円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 150,000円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 157,500円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,500円」を「18,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,500円」を「18,700円」に、「29,600円」を「30,000円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和

5年度」を「令和8年度」に、「18,500円」を「18,700円」に、「48,100円」を「48,700円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の射水市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 24 号

### 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 6 5 条」を「第 6 5 条第 1 項」に改め、同項第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 6 項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中に「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「施設をいう。以下同じ。若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに

規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負

担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第107条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者

に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会におい

て、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化の

ための研修を定期的実施すること。

第201条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新条

例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

## 議案第 25 号

射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年射水市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項にお

いて同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限

する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指

定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的  
に開催しなければならない。

第64条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同条第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同条第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 8 6 条中「及び第 6 1 条」を「、第 6 1 条及び第 6 3 条の 2」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 2 条の改正規定（同条に 1 項を加える部分に限る（この条例による改正後の射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。））は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間における新条例第 5 3 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 3 条 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における新条例第 6 3 条の 2（新条例第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

## 議案第 26 号

### 射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を 定める条例の一部改正について

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

#### 射水市条例第 号

### 射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を 定める条例の一部改正について

射水市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例  
(平成 25 年射水市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「、第 79 条第 2 項第 1 号、」に改め、「第 115 条の  
12 第 2 項第 1 号」の次に「並びに第 115 条の 22 第 2 項第 1 号」を加える。

第 3 条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を「等」に  
改め、同条中「及び法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の規定により」を「の」  
に改め、「法人である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者  
(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請  
を行う場合に限る。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 79 条第 2 項第 1 号、法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号及び第 115  
条の 22 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人である者とする。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 27 号

### 射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部改正について

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例（平成 30 年射水市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援セ  
ンター」という。)」を加える。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者  
が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第  
3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援  
事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予  
防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項  
及び第 16 条第 31 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所

における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同

条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号に次のように加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第15号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第16号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第31号中「より」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定(同条に1項を加える部分に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 28 号

射水市立保育園条例の一部改正について

射水市立保育園条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立保育園条例の一部を改正する条例

射水市立保育園条例（平成 17 年射水市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表八幡保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ  
いて

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正す  
る。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正す  
る条例

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 1  
43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 9 号中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加  
える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

射水市農村環境改善センター条例の一部改正について

射水市農村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 射水市農村環境改善センター条例（平成 17 年射水市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大門農村環境改善センターの項を削る。

別表 1 大門農村環境改善センターの項を削る。

別表 2 大門農村環境改善センターの項を削る。

別表 3 を次のように改める。

1 新湊農村環境改善センター使用料表

区分	使用料（1 時間当たり）
洋室会議室	6 0 0 円
和室研修室 A	4 5 0 円
和室研修室 B	3 1 0 円
農業情報室	3 1 0 円
営農相談室	3 1 0 円

伝統芸能伝習室	450円
陶芸創作室	670円
展示コーナー	600円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

## 2 大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間当たり)	
多目的ホール	専用	800円	
	個人	一般(高校生以上)	150円
		中学生以下	無料
洋室会議室		450円	
農事研修室		450円	
和室会議室		600円	
農産加工実習室		600円	

備考

1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。

2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

第2条 射水市農村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表新湊農村環境改善センターの項を削る。

別表1 新湊農村環境改善センターの項を削る。

別表2 新湊農村環境改善センターの項を削る。

別表3を次のように改める。

大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間当たり)	
多目的ホール	専用	800円	
	個人	一般(高校生以上)	150円
		中学生以下	無料
洋室会議室		450円	
農事研修室		450円	
和室会議室		600円	
農産加工実習室		600円	

備考

- 1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和6年12月1日から施行する。

議案第 31 号

射水市都市公園条例の一部改正について

射水市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市都市公園条例の一部を改正する条例

射水市都市公園条例（平成 17 年射水市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 の見出し中「大島中央公園」を削り、同条表以外の部分中「大島中央公園」を「都市公園」に改め、同条の表を次のように改める。

施設の名称	位置	供用日	供用時間
大島中央公園屋 内遊具場	射水市新開発 4 24 番地	1 月 4 日から 1 2 月 28 日まで	午前 9 時から午 後 5 時まで
本開発公園屋内 遊具場	射水市本開発地 区土地区画整理 事業内	の日	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

射水市営住宅条例の一部改正について

射水市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市営住宅条例の一部を改正する条例

射水市営住宅条例（平成 17 年射水市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加え、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部改正について

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成 26 年射水市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 3 4 号

### 射水市水道事業給水条例及び射水市上下水道事業経営委員会条例の一部改正について

射水市水道事業給水条例及び射水市上下水道事業経営委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 号

### 射水市水道事業給水条例及び射水市上下水道事業経営委員会条例の一部を改正する条例

(射水市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 射水市水道事業給水条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 9 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号、第 3 6 条第 2 項ただし書及び第 3 9 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(射水市上下水道事業経営委員会条例の一部改正)

第 2 条 射水市上下水道事業経営委員会条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「厚生労働省」を「国土交通省」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

海竜スポーツランド条例の一部改正について

海竜スポーツランド条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

海竜スポーツランド条例の一部を改正する条例

海竜スポーツランド条例（平成 17 年射水市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表備考第 1 項中「公益財団法人射水市体育協会」を「公益財団法人射水市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 36 号

### 射水市手数料条例の一部改正について

射水市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市手数料条例の一部を改正する条例

射水市手数料条例（平成 17 年射水市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 2 号の表 2 の部 2 の項中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に、「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に、「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に、「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に、「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に、「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に、「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に、「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

射水市大門コミュニティセンター条例の廃止について

射水市大門コミュニティセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大門コミュニティセンター条例を廃止する条例

射水市大門コミュニティセンター条例（平成 17 年射水市条例第 175 号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 38 号

### 市有財産の無償貸付について

次の市有財産を無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 貸付財産

##### (1) 土地

所在 射水市串田 1390 番 1、1391 番 1、1392 番 1、  
1393 番 1、1394 番 1、1394 番 2、1395 番、  
1396 番、1397 番、1399 番、1400 番、  
1401 番 2

地目 田、宅地

地積 8515.45 平方メートル

##### (2) 大門コミュニティセンター 建物及び附帯設備一式

所在 射水市串田 1395 番地

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

延床面積 1122.13 平方メートル

##### (3) 大門農村環境改善センター 建物及び附帯設備一式

所在 射水市串田 1395 番地

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

延床面積 1162.84 平方メートル

2 貸付けの相手方

東京都中央区銀座7-11-6 GINZAI SONOビルB1F

mineralism株式会社

代表取締役 坂田 信二

3 貸付けの期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月28日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 39 号

### 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

平成 17 年 1 月 1 日付けで定めた証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、次のとおり廃止することに関し関係地方公共団体と協議することについて、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約を廃止する規約  
証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約は、廃止する。

#### 附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第40号

### 指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月28日 提出

射水市長 夏野元志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
作道コミュニティセンター	作道地域振興会
片口コミュニティセンター	片口地域振興会
本江コミュニティセンター	本江地域振興会
水戸田コミュニティセンター	水戸田地域振興会
二口コミュニティセンター	ふたくち地域振興会
下村コミュニティセンター	下地区地域振興会

- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 議案第 4 1 号

### 指定管理者の指定の期間の変更について

令和 2 年 1 2 月 2 4 日に議決された新湊農村環境改善センターの指定管理者の指定についてのうち、指定管理者の指定の期間について、下記のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 記

#### 1 公の施設の名称

新湊農村環境改善センター

#### 2 指定管理者の団体の名称

株式会社 道の駅新湊

#### 3 指定の期間

変更前	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
変更後	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで

## 報告第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 報告第 2 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 専決処分第 2 号

### 射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 21 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 1 号

### 射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に

規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1

項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 報告第 3 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 記

#### 和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
15	令和 5 年 12 月 15 日	<p>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 20 パーセント 相手方 80 パーセント 損害賠償額 市 21,400 円 相手方 70,409 円</p> <p>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名</p> <p>3 事由 公用車と相手方車両の接触事故 発生日 令和 5 年 7 月 18 日 場 所 射水市松木地内</p>